

受講生の皆様へ

NPO法人かわさき市民アカデミー

## テープダビングの中止について

受講生の方々から、「テープ貸し出しを平成20年度から廃止すると聞いたが、止むを得ず欠席した時は講座の録音テープを借りて自習し、講義を継続して理解するのに大変役立った。これからも続けて欲しい。」「他の受講生も同じだと思う。」「受講料を値上げしたのに受講生へのサービスは」等についての問い合わせがありました。

同じような疑問を持たれている受講生も多いと思いますので説明いたします。

この件についてはNPOではなく、生涯学習財団の所管する「かわさき市民アカデミーの運営委員会」で話し合われて決定されたものです。(アカデミーの運営に付いては運営委員会で決定する。との生涯学習財団の規則があります。)

最大の要件は、著作権の問題です。

講義をされる先生に、著作権が帰属することはご存知の通りです。誤解を招くことを承知で言いますと、あまり守られていなかった。これをきちんと守ろうと言う事です。

合わせて話し合われたことは、単位の認定の件です。今までまちまちであった要件を講座は90分。 演習は120分。 12回で2単位としたことです。出席についても、「テープ聴講は認めない」とされました。

講座記録のため録音テープ1本は残す。

受講生の要望を考え、生涯学習プラザ(所定の場所)内で聴くことは出来る。

(記録用のテープを持ち出さない事を条件に、受講生は聴くことが出来るのです。他会場の講座も聴く場合は、学習プラザになります。)

色々ご意見もあろうかと思いますが、ダビングの中止や貸し出し中止はNPOの決定とか、世話人の仕事内容とかの問題ではなく、知的財産権・著作権の法律的な問題です。その点を踏まえてご理解下さいますようお願いいたします。

以上